

大麻草の栽培の規制に関する法律

< 大麻草採取栽培者 >

種別	条	項	法令の定め	審査基準	指導指針
法	1	1	この法律は、大麻草の栽培の適正を図るために必要な規制を行うことにより、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)と相まって、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。		
法	2	1	大麻草の定義 「大麻草」とは、カンナビス・サティバ・リンネをいう。		
法	2	2	大麻の定義 「大麻」とは、大麻草(その種子及び成熟した茎を除く。)及びその製品(大麻草としての形状を有しないものを除く。)をいう。		
			大麻草採取栽培者		
法	2	4	法第五条第一項の規定により都道府県知事の免許を受けて、種子又は繊維を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいう。	大麻草採取栽培者とは、大麻草の栽培に社会的な有用性が認められ、かつ、大麻草の栽培に合理的な必要性がある場合であって、次に掲げる者をいう。 なお、「社会的な有用性」とは大麻草の成熟した茎、種子及びそれらの加工品を大麻草採取栽培者免許申請時に本府内で既に承継されている伝統的祭事に使用することをいう。 また、「合理的な必要性」とは大麻草の成熟した茎、種子及びそれらの加工品でなくてはならない又はそれらの代替えをする適当なものが各種の事由によらない場合をいう。 Ⅰ. 大麻草採取栽培者の免許を与える要件 次の1～5の全てを満たす者に免許を与えることが出来る。 1. 大麻草採取栽培者とは、大麻草の繊維及び種子を採取し、それらを農作物として出荷又はその加工物の製造のため、出荷する者で、それらを商品経済	

大麻草の栽培の規制に関する法律

種別	条	項	法令の定め	審査基準	指導指針
				ルートにのせ一定の収入を得ることを目的とする者をいう。但し、種子を大麻草採取栽培者以外の者に譲渡する場合は、発芽しないよう処理することが必要である。 2. 大麻を個人の趣向を満たすために栽培し、若しくは吸食目的で栽培する者でないこと。 3. 大麻草採取栽培者として必要な経営的又は技術的能力を有すると認められる者 4. 栽培地が、その土地の環境若しくは位置から判断して、栽培者自らが大麻草の盗取等にあうおそれのないよう直接管理ができる者であること。 5. 繊維、種子以外の大麻の廃棄処分を、盗取等される恐れのない方法で行うことができる者。 Ⅱ. 栽培地及び保管設備 1. 栽培場所が、容易に大麻を盗取される恐れのある場所等、管理上不適当と認める場所でないこと。 2. 繊維及び種子とその他のものを選別する器具機械を設置すること。 3. 大麻を安全に保管する専用の設備を設けること。 〔保管設備〕 ・ 容易に外部から侵入できる設備でないこと。 ・ 施錠ができること。 ・ スチール製又は同等以上の強度の材質であること。 ・ 固定してあるか又は移動不可能な重量のものとする。	栽培地にフェンス、赤外線感知器等を設置するなど、容易に大麻草が盗取されないよう必要な措置を講じること。
法	3		大麻草採取栽培者でなければ大麻草を栽培してはならない。		
法	22-2	1	この法律に規定する免許又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。		
		2	前項の条件は、大麻の濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な最小限度のものに限り、		

大麻草の栽培の規制に関する法律

種別	条	項	法令の定め	審査基準	指導指針
			かつ、免許又は許可を受ける者に対し不当な義務を課することとならないものでなければならない。		
法	5	2	次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えない - 第十二条の三第一項の規定により免許を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者 - 麻薬中毒者(麻薬及び向精神薬取締法第二条第一項第二十五号に規定する麻薬中毒者をいう。) - 禁錮以上の刑に処せられた者 - 未成年者 - 心身の故障により大麻草採取栽培者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(第八号において「暴力団員等」という。) - 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの - 暴力団員等がその事業活動を支配する者	法令に定めるとおり。	
規則	2		法第5条第2項第5号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により大麻草採取栽培者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	法令に定めるとおり。	
規則	1		法第5条第1項の規定による大麻草採取栽培者免許を受けようとする者は、別記第一号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、栽培地の属する都道府県の知事に提出しなければならない。 免許を受けようとする者が個人であるときは、略歴を記載した書類、住民票の写し及び公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を	Ⅲ 申請書及び添付書類 (申請書) - 大麻草採取栽培者免許申請書 (添付書類 申請者が個人であるとき) - 略歴を記載した書類	栽培場所が、容易に大麻を盗取される恐れのある場所でないことを、事業計画書又は事務所の構造図面で示すこと。

大麻草の栽培の規制に関する法律

種別	条	項	法令の定め	審査基準	指導指針
			貼り付けたもの又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの 2. 免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。） 3. 免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員の氏名及び略歴を記載した書類並びに当該役員の住民票の写し及び公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他都道府県知事がこれらに準ずるものとして特に認めるもの 4. 免許を受けようとする者（法人又は団体であるときは、その業務を行う役員）に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻薬中毒者であるかないかに関する医師の診断書 5. 免許を受けようとする者（法人又は団体であるときは、その業務を行う役員）が法第五条第二項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書 6. 栽培地の登記事項証明書 7. 栽培地の区域を示す図面 8. 栽培地が自己の所有に属しないときは、その所有者の同意書、賃貸借契約書の写しその他の免許を受けようとする者が栽培地を使用することができる旨を証明する書類 9. 免許を受けようとする者が現に法第二条第三項の大麻草栽培者であるときは、当該免許証の写し 10. 事業計画書 11. 業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び写真 12. 免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、大麻草の栽培に従事する者の雇用契約書の写しその他大麻草の栽培に従事する者に対する使	2. 住民票の写し 3. 身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの 4. 医師の診断書（診断日より1ヶ月以内のもの） 5. 宣誓書 6. 栽培地の登記事項証明書（発行日より6ヶ月以内のもの） 7. 栽培地の区域を示す図面 8. 栽培地の使用同意書又は賃貸借契約書の写し（自己所有でない場合、大麻草の栽培に使用可能である旨を証明するもの） 9. 大麻草栽培者免許証の写し（大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者の免許を受けている場合） 10. 事業計画書 11. 業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び写真 12. 保管設備の写真又は立体図（施設及び固定が確認できるもの） （添付書類 申請者が法人又は団体であるとき） 1. 定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。発行日より6ヶ月以内のもの） 2. 業務を行う役員の氏名及び略歴を記載した書類 3. 当該役員の住民票の写し 4. 当該役員の身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの 5. 業務を行う役員全員分の医師の診断書（診断日より1ヶ月以内のもの） 6. 業務を行う役員全員分の宣誓書 7. 栽培地の登記事項証明書（発行日より6ヶ月以内のもの） 8. 栽培地の区域を示す図面	

大麻草の栽培の規制に関する法律

種別	条	項	法令の定め	審査基準	指導指針
			用関係を証する書類 13. 免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、大麻草の栽培に従事する者の業務の内容を記載した書類	9. 栽培地の使用同意書又は賃貸借契約書の写し（自己所有でない場合、大麻草の栽培に使用可能である旨を証明するもの） 10. 大麻草栽培者免許証の写し（大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者の免許を受けている場合） 11. 事業計画書 12. 業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び写真 13. 保管設備の写真又は立体図（施錠及び固定が確認できるもの） 14. 使用関係証明書（従事者との雇用契約書の写し等） 15. 業務内容書類	
法	8		免許の有効期間は、当該免許の日からその日の属する年の翌々年の12月31日までとする。		